



宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月29日 (木曜日) 号外 第 13 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

	頁		頁
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (総合政策課) 4	4	の 一 部 を 改 正 す る 条 例…………… (環境管理課) 23	23
○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (経・備・財課) 6	6	○宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例… (自然環境課) 24	24
○みやざき芸術文化振興基金条例…………… (文化文教・国際課) 8	8	○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例…………… (水産政策課) 25	25
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例… (人事課) 8	8	○公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例…………… (用地対策課) 26	26
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 9	9	○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例… (道路保全課) 26	26
○宮崎県部設置条例の一部を改正する条例… (“ ”) 9	9	○風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例…………… (都市計画課) 27	27
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 10	10	○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 28	28
○宮崎県公債管理特別会計条例…………… (“ ”) 21	21	○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企業局) 30	30
○宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (医療薬務課) 22	22	○県立図書館条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 31	31
○宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (長寿介護課) 22	22	○県立美術館条例の一部を改正する条例…………… (“ ”) 31	31
○宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (“ ”) 22	22	○宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例… (“ ”) 32	32
○宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例… (障害福祉課) 23	23	○宮崎県育英資金特別会計条例…………… (“ ”) 32	32
○宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例		○宮崎県スポーツ推進基金条例…………… (“ ”) 32	32
		○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 33	33
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (“ ”) 33	33

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

特定非営利活動促進法に基づく設立の認証の取消しなど知事の権限に属する事務の一部について、取扱いに同意した市町に移譲すること等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

1 改正の理由及び主な内容

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ みやざき芸術文化振興基金条例 (条例第12号)

1 制定の理由及び主な内容

本県の文化の振興を図るとともに、県立芸術劇場における事業を推進するため、みやざき芸術文化振興基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成24年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

- 1 改正の理由及び主な内容
児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第14号)

- 1 改正の理由及び主な内容
児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県部設置条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

- 1 改正の理由及び主な内容
県民政策部を総合政策部に変更するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第16号)

- 1 改正の理由及び主な内容
看護大学体育施設使用料の金額設定の見直しを行う等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県公債管理特別会計条例 (条例第17号)

- 1 制定の理由及び主な内容
公債費の経理を明確にするため、公債管理特別会計を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第18号)

- 1 改正の理由及び主な内容
児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第19号)

- 1 改正の理由及び主な内容
介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第20号)

- 1 改正の理由及び主な内容
地域密着型介護老人福祉施設等の基盤整備の促進等を図るため、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を延長することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例 (条例第21号)

- 1 制定の理由及び主な内容
児童福祉法の一部改正に伴い、宮崎県障害児通所給付費等不服審査会を設置するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

- 1 改正の理由及び主な内容
民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

- 1 改正の理由及び主な内容
自然公園法の一部改正の趣旨を踏まえ、宮崎県立自然公園条例の一部改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

- 1 改正の理由及び主な内容
民法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例 (条例第25号)

- 1 改正の理由及び主な内容
公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 改正の理由及び主な内容
道路法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例 (条例第27号)

- 1 廃止の理由及び主な内容
風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月2日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第28号)

- 1 改正の理由及び主な内容
公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第29号)

- 1 改正の理由及び主な内容
祝子第二発電所の設置に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 県立図書館条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

- 1 改正の理由及び主な内容
図書館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 県立美術館条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

- 1 改正の理由及び主な内容
博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

- 1 改正の理由及び主な内容
博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県育英資金特別会計条例 (条例第33号)

- 1 制定の理由及び主な内容
育英資金の貸与の円滑な運営とその経理の適正を図るため、宮崎県育英資金特別会計を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県スポーツ推進基金条例 (条例第34号)

- 1 制定の理由及び主な内容
本県のスポーツの一層の推進と競技力の向上を図るため、宮崎県スポーツ推進基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

- 1 改正の理由及び主な内容
治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

- 1 改正の理由及び主な内容
運転免許試験手数料の金額設定の見直しを行う等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
1の11	特定非営利活動促進法（平成10年法律	宮崎市、都	1の11	特定非営利活動促進法（平成10年法律	宮崎市、都

<p>第 7 号) による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年宮崎県条例第26号) による当該事務に係る事務 (2 以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5)~(10) [略]</p> <p>(11) 第29条第1項の規定による事業報告書等、<u>役員名簿等及び定款等</u>の受理に関すること。</p> <p>(12) 第29条第2項の規定による事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款等の閲覧に関すること。</p> <p>(13)~(26) [略]</p>	<p>城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市及び高鍋町</p>	<p>第 7 号) による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年宮崎県条例第26号) による当該事務に係る事務 (2 以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第10条第3項 (第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による補正に係る書類の受理に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>第13条第3項 (第39条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による認証の取消しに関すること。</p> <p>(7)~(12) [略]</p> <p>(13) <u>第25条第7項の規定による登記事項証明書</u>の受理に関すること。</p> <p>(14) <u>第29条の規定による事業報告書等の受理</u>に関すること。</p> <p>(15) <u>第30条の規定による事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写</u>に関すること。</p> <p>(16)~(29) [略]</p>	<p>城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市及び高鍋町</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務</p> <p>(1) 第7条第2項の規定による<u>協議及び同意</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第7条第6項の規定による<u>同意及び認可</u>に関すること。</p> <p>(4)~(6) [略]</p> <p>(7) 第9条第1項の規定による<u>同意及び承認</u>に関すること。</p> <p>(8)~(28) [略]</p>	<p>宮崎市</p>	<p>5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務</p> <p>(1) 第7条第2項の規定による協議に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第7条第6項の規定による協議及び認可に関すること。</p> <p>(4)~(6) [略]</p> <p>(7) 第9条第1項の規定による協議及び承認に関すること。</p> <p>(8)~(28) [略]</p>	<p>宮崎市</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>13の10 [略]</p>		<p>13の10 [略]</p>	
<p>13の11 <u>介護保険法 (平成9年法律第123号) 第90条第1項の規定による命令、要求、質問及び検査</u>に関すること。</p>	<p>宮崎市</p>	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>14の6 [略]</p>		<p>14の6 [略]</p> <p>14の7 <u>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第21条の5の3第1項の規定による指定</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>第21条の5の16第1項の規定による指定の更新</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>第21条の5の19第1項の規定による届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>第21条の5の19第2項の規定による届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>第21条の5の22第1項の規定による勧告</u>に関すること。</p>	<p>宮崎市</p>

	<p>(6) <u>第21条の5の22第2項の規定による公表に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第21条の5の22第3項の規定による措置命令に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第21条の5の22第4項の規定による公示に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第21条の5の23第1項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第21条の5の24の規定による公示に関すること。</u></p>
<p>14の7・14の8 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>14の8・14の9 [略]</p> <p>[略]</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(役員の住所等を証する書面)</p> <p>第2条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては区）の長が発給する文書</u></p> <p>(3) <u>当該役員が前2号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</u></p> <p><u>(電磁的方法)</u></p> <p>第2条の2 法第14条の7第3項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p> <p>(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を</p>	<p>(役員の住所等を証する書面)</p> <p>第2条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p>

確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(事業報告書等の提出)

第3条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

第4条・第5条 [略]

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第6条 法第44条第1項の規定により知事が送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第7条 法第44条の3の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第9条の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 電子文書法第3条第1項の主務省令で定める保存は、法第14条、第28条第1項及び第35条第1項の規定による書面の備置きとする。

(軽微な書類の不備)

第3条 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

(社員総会の議事録)

第4条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)第2条に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

2 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に規定する事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (事業報告書等の提出)

第5条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

第6条・第7条 [略]

(役員報酬規程等の提出)

第8条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(助成金支給書類等の提出)

第9条 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合は事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく。)行うものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第10条 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)

<p>(2) 電子文書法第 4 条第 1 項の<u>主務省令</u>で定める作成は、法第 14 条、第 28 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定による書面の作成とする。</p> <p>(3) 電子文書法第 5 条第 1 項の<u>主務省令</u>で定める縦覧等は、<u>法第 28 条第 2 項</u>の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 8 条 [略]</p>	<p>む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。</p> <p>(2) <u>法第 75 条の規定により読み替えて適用する</u>電子文書法第 4 条第 1 項に規定する<u>条例</u>で定める作成は、法第 14 条、第 28 条第 1 項、<u>第 35 条第 1 項及び第 54 条第 2 項から第 4 項までの規定</u>による書面の作成とする。</p> <p>(3) <u>法第 75 条の規定により読み替えて適用する</u>電子文書法第 5 条第 1 項に規定する<u>条例</u>で定める縦覧等は、<u>法第 28 条第 3 項、第 45 条第 1 項第 5 号 (法第 51 条第 5 項及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)</u>並びに<u>第 52 条第 4 項及び第 54 条第 5 項 (これらの規定を法第 62 条において準用する場合を含む。)</u>の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 11 条 [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年7月9日から施行する。

みやざき芸術文化振興基金条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

みやざき芸術文化振興基金条例

(設置)

第 1 条 本県の文化の振興を図るとともに、県立芸術劇場における事業を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241 条の規定に基づき、みやざき芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年6月1日から施行する。

(宮崎県文化振興基金条例の廃止)

2 宮崎県文化振興基金条例（平成2年宮崎県条例第23号）は、廃止する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>別表第 5 医療職給料表 (第 3 条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(一)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 この表は、保健所、<u>肢体不自由児施設等</u>に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 この表は、保健所、<u>肢体不自由児施設</u>、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 この表は、保健所、<u>肢体不自由児施設等</u>に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p>	<p>別表第 5 医療職給料表 (第 3 条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(一)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 この表は、保健所、<u>医療型障害児入所施設</u>、<u>医療型児童発達支援センター等</u>に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 この表は、保健所、<u>医療型障害児入所施設</u>、<u>医療型児童発達支援センター</u>、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考 この表は、保健所、<u>医療型障害児入所施設</u>、<u>医療型児童発達支援センター等</u>に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p>
---	--

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 45%;">設 置 目 的</th> <th style="width: 30%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立こども療育センター</td> <td>児童福祉法第43条の 3 に規定する<u>肢体不自由児施設</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 目 的	位 置	[略]			県立こども療育センター	児童福祉法第43条の 3 に規定する <u>肢体不自由児施設</u>	[略]	[略]			<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 45%;">設 置 目 的</th> <th style="width: 30%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立こども療育センター</td> <td>児童福祉法第42条第 2 号に規定する<u>医療型障害児入所施設及び同法第43条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センター</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 目 的	位 置	[略]			県立こども療育センター	児童福祉法第42条第 2 号に規定する <u>医療型障害児入所施設及び同法第43条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センター</u>	[略]	[略]		
名 称	設 置 目 的	位 置																							
[略]																									
県立こども療育センター	児童福祉法第43条の 3 に規定する <u>肢体不自由児施設</u>	[略]																							
[略]																									
名 称	設 置 目 的	位 置																							
[略]																									
県立こども療育センター	児童福祉法第42条第 2 号に規定する <u>医療型障害児入所施設及び同法第43条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センター</u>	[略]																							
[略]																									

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県設置条例の一部を改正する条例

宮崎県設置条例 (平成16年宮崎県条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>県民政策部</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総合政策部</p>

<p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県民政策部</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(宮崎県交通安全対策会議に関する条例の一部改正)
- 宮崎県交通安全対策会議に関する条例(昭和45年宮崎県条例第32号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 5 条 会議の庶務は、 <u>県民政策部</u> において処理する。	(庶務) 第 5 条 会議の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

(宮崎県国土利用計画審議会条例の一部改正)

- 宮崎県国土利用計画審議会条例(昭和49年宮崎県条例第49号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 6 条 審議会の庶務は、 <u>県民政策部</u> において処理する。	(庶務) 第 6 条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

(宮崎県土地利用審査会条例の一部改正)

- 宮崎県土地利用審査会条例(昭和49年宮崎県条例第50号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 5 条 審査会の庶務は、 <u>県民政策部</u> において処理する。	(庶務) 第 5 条 審査会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

(宮崎県男女共同参画推進条例の一部改正)

- 宮崎県男女共同参画推進条例(平成15年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>県民政策部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

(宮崎県総合計画審議会条例の一部改正)

- 宮崎県総合計画審議会条例(平成18年宮崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>県民政策部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。	(使用料) 第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(6) 宮崎県立看護大学 看護大学授業料及び看護大学体育施設
照明施設使用料

(7)～(19) [略]

2 [略]

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び
附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げ
る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手
数料を納めなければならない。

(1)～(144)の5 [略]

(144)の6 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サ
ービス情報の調査の実施 介護サービス情報調査手数料(144)の7 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サ
ービス情報の公表の実施 介護サービス情報公表手数料

(145)～(187) [略]

(188)～(452)の6 [略]

(453) [略]

2・3 [略]

4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第
143号、第143号の2、第143号の6、第144号の6、第144号
の7、第145号、第292号、第428号、第428号の2、第428号
の3、第429号、第430号、第431号、第432号、第433号及び
第436号に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中欄に掲げる法律の
規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において
「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合におい
て、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求め
る者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めな
ければならない。

5 [略]

(県立子ども療育センター等の使用料及び手数料)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 県立子ども療育センターにおける児童福祉法第7条第6項に規
定する肢体不自由児施設支援に係る使用料の額は、同法第24条の
2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及
び規則で定める特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう

(1)～(5) [略]

(6) 宮崎県立看護大学 看護大学授業料及び看護大学体育施設
使用料

(7)～(19) [略]

2 [略]

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び
附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げ
る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手
数料を納めなければならない。

(1)～(144)の5 [略]

(144)の6 介護保険法施行規則第140条の68に規定する主任介護
支援専門員研修の修了者に対するフォローアップ研修 主任介
護支援専門員フォローアップ研修手数料(144)の7 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定
証の交付 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料(144)の8 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定
に基づく喀痰吸引等研修の実施 喀痰吸引等研修手数料(144)の9 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定
に基づく特定行為の業務を行う者の登録 特定行為業務の事業
者登録手数料

(145)～(187) [略]

(187)の2 ふぐ取扱条例第18条第1項の規定に基づくふぐ処理営
業認証書の交付 ふぐ処理営業認証書交付手数料(187)の3 ふぐ取扱条例第18条第3項の規定に基づくふぐ処理営
業認証書の再交付又は書換え ふぐ処理営業認証書の再交付又
は書換え手数料

(188)～(452)の6 [略]

(452)の7 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第30条
の規定による事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は同法
第56条（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に
よる書類の写しの交付 特定非営利活動法人の事業報告書等の
写しの交付手数料

(453) [略]

2・3 [略]

4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第
143号、第143号の2、第143号の6、第145号、第292号、第
428号、第428号の2、第428号の3、第429号、第430号、第
431号、第432号、第433号及び第436号に掲げる事務をそれぞ
れ別表第3の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる
者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）
に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該
各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料
を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

(県立子ども療育センター等の使用料及び手数料)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 県立子ども療育センターにおける児童福祉法第6条の2第1項
に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は、同法第21条の5
の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
及び規則で定める通所特定費用（同条第1項に規定する通所特定

	[略]				[略]		
	高速液体クロマトグラフ	[略]			高速液体クロマトグラフ	[略]	
	元素分析装置	同	2,475円				
	[略]				[略]		
	恒温恒湿器(小型)	[略]			恒温恒湿器(小型)	[略]	
					電界放出形分析走査電子顕微鏡	同	4,000円
					微量分光光度計	同	320円
					イオンクロマトグラフ	同	1,600円
					動的光散乱光度計	同	3,000円
					示差熱天秤・質量分析同時測定装置	同	4,800円
					システム偏光顕微鏡	同	2,000円
					β線用シンチレーションサーベイメーター	同	1,160円
金	[略]			金	[略]		
属	平面研削盤	[略]		属	平面研削盤	[略]	
加	万能工具研削盤	同	680円	工			
工	バンドソー	[略]		機	バンドソー	[略]	
機	CNC精密旋盤	同	2,110円	械			
械	NC治具中ぐり盤	[略]		器	NC治具中ぐり盤	[略]	
具	エンドミル研削盤	同	720円	具			
	[略]				[略]		
	万能材料試験機(100トン)	[略]			万能材料試験機(100トン)	[略]	
	腐食試験機	同	390円				
	レーザー加工機	同	4,035円				
	ビッカース硬度計	[略]			ビッカース硬度計	[略]	
	絶縁耐圧試験機	同	335円				
	[略]				[略]		
	システム実体顕微鏡	[略]			システム実体顕微鏡	[略]	
	膜厚測定装置	同	540円				

置					
オートグラフィ	[略]			オートグラフィ	[略]
水分測定装置	同	715円			
ダイスポッティングマシン	同	5,645円			
[略]				[略]	
ビデオ信号オシロスコープ	[略]			ビデオ信号オシロスコープ	[略]
冷凍チャックシステム	同	970円			
[略]				[略]	
CAMシステム	[略]			CAMシステム	[略]
三次元運動解析装置	同	4,700円			
レーザードップラー流速計	同	2,150円			
騒音解析システム	同	870円			
CNCウォータージェット加工機	同	4,030円			
マシニングセンター	[略]			マシニングセンター	[略]
YAGレーザー加工機	同	3,940円			
[略]				[略]	
試料切断機	[略]			試料切断機	[略]
実体顕微鏡	同	875円			
X線テレビ検査システム	同	3,940円			
[略]				[略]	
CNC三次元測定機	[略]			CNC三次元測定機	[略]
風向風速測定装置	同	1,375円			
[略]				[略]	
高速精密旋盤	[略]			高速精密旋盤	[略]
工業用X線装置	同	4,005円			
非接触三次元形状入力装置	同	1,305円			
[略]				[略]	
スパッタリング装置	[略]			スパッタリング装置	[略]
金属顕微鏡	同	510円			

					鏡		
					ダイヤルゲージ検査機	同	420円
					CAD用大型プリンタ	同	1,455円
					ニ		
					サーモグラフィ	同	960円
					試作支援加工システム	同	1,400円
					立体形状撮影システム	同	695円
					熱流体解析システム	同	955円
デザイン関係機械器具	3Dシステム	同	1,295円				
	マルチメディアコンピュータシステム	[略]					
	カラープロッター	同	2,575円				
	[略]						
食品関係機械器具	エクストルーダー	[略]					
	高温高压調理殺菌試験機	同	1,000円				
	[略]						
	アミノ酸分析計	[略]					
	近赤外分析装置	同	3,565円				
	[略]						
	核磁気共鳴装置	[略]					
	色彩色差計	同	1,995円				
	[略]						
	水分活性恒温測定装置	[略]					
	マイクロ波減圧乾燥装置	同	1,255円				
	スプレードライヤー	[略]					
	短時間調理殺菌装置	同	1,545円				
	示差走査熱量計	[略]					
	薄層自動検出装置	同	1,350円				
	簡易型ガスクロマトグ	[略]					
デザイン関係機械器具	マルチメディアコンピュータシステム	[略]					
	カラープロッター	同	2,580円				
	[略]						
食品関係機械器具	エクストルーダー	[略]					
	[略]						
	アミノ酸分析計	[略]					
	[略]						
	核磁気共鳴装置	[略]					
	[略]						
	水分活性恒温測定装置	[略]					
	スプレードライヤー	[略]					
	示差走査熱量計	[略]					
	簡易型ガスクロマトグ	[略]					

ラフ質量分 析計			ラフ質量分 析計		
イオンクロ マトグラフ	同	895円			
液体クロマ トグラフ	[略]		液体クロマ トグラフ	[略]	
超低温フリ ーザー	同	340円			
オゾン水製 造装置	同	695円			
[略]			[略]		
加圧減圧か くはん試験 機	[略]		加圧減圧か くはん試験 機	[略]	
透過電子顕 微鏡	同	10,710円			
紫外線殺菌 装置	同	465円			
[略]			[略]		
恒温恒湿器	[略]		恒温恒湿器	[略]	
A T P メー ター	同	450円			
[略]			[略]		
乾式粉碎機	[略]		乾式粉碎機	[略]	
連続液体殺 菌試験機	同	1,390円			
蛍光分光光 度計	同	500円			
[略]			[略]		
純水製造装 置	[略]		純水製造装 置	[略]	
焼酎蒸留装 置	同	795円			
[略]			[略]		
無菌充填装 置	[略]		無菌充填装 置	[略]	
発酵タンク	同	1,790円			
[略]			[略]		
粒度分布測 定装置 (ふ るい式)	[略]		粒度分布測 定装置 (ふ るい式)	[略]	
			液体クロマ トグラフ質 量分析計	同	4,625円
			有機酸分析 計	同	770円
			蛍光マイク ロプレート リーダー	同	1,425円
			急速冷凍庫	同	345円
			小型スプレ ードライヤ ー	同	925円
			分光測色計	同	1,925円

	特定介護予防福祉用具販売	同	24,000円						
	介護予防認知症対応型通所介護	同	24,000円						
	夜間対応型訪問介護	同	24,000円						
	小規模多機能型居宅介護	同	24,000円						
	認知症対応型共同生活介護	同	27,000円						
	介護予防小規模多機能型居宅介護	同	24,000円						
	介護予防認知症対応型共同生活介護	同	27,000円						
144の7	介護サービス情報公表手数料	1件につき	9,000円		144の7	認定特定行為業務従事者認定証交付手数料	1件につき	1,000円	
					144の8	喀痰吸引等研修手数料	1件につき	22,000円	
					144の9	特定行為業務の事業者登録手数料	1件につき	1,500円	
[略]				[略]					
187	ふぐ処理師試験手数料	[略]			187	ふぐ処理師試験手数料	[略]		
					187の2	ふぐ処理営業認証書交付手数料	1件につき	7,100円	
					187の3	再交付	1件につき	2,800円	
						書換え	同	2,400円	
[略]				[略]					
270	工業技術センター、食品開発	電子線マイクロアナライザー分析	[略]	[略]	270	工業技術センター、食品開発	電子線マイクロアナライザー分析	[略]	[略]
			定性分析	[略]				定性分析	[略]
			定量分析	1点1元素につき					
				7,375円					

センター及び機械技術センター手数料	[略]		[略]			
	カラーマ	1元素	18,715円			
	ップ分析	につき				
	[略]		[略]			
	化学分析及び試験	定性	[略]			
			けい光X線分析	1試料につき	5,345円	
			X線回折分析	[略]		
		定量	[略]			
	鋳工業原料及び製品分析		[略]			
			複雑なもの	同	3,645円	
			応用試験	[略]		
	けい光X線分析	1元素につき	2,980円			
	[略]		[略]			
	材料試験	金属材料及び合成樹脂試験	[略]			
			硬さ試験	[略]		
		腐食試験	同	1,595円		
[略]		[略]				
ガス吸着測定装置分析試験	[略]		[略]			
	熱分析	熱重量・示差熱分析		同	4,000円	
		熱膨張率測定		同	4,000円	
		示差走査熱量測定		同	4,000円	
		示差熱天秤・質量分析同時測定		同	8,500円	
	放射線量測定	β線測定		同	2,785円	
		γ線測定		同	12,450円	
	検査測定		[略]			
	技術文献複写		1枚につき	原価計算によりその都度定める額		
	電子顕微鏡写真		同	4,000円		
[略]		[略]				
[略]		[略]				
452の6	[略]					
センター及び機械技術センター手数料	[略]		[略]			
	面分析	1検体	2,845円			
		につき				
	[略]		[略]			
	化学分析及び試験	定性	[略]			
			蛍光X線分析	1試料につき	5,400円	
			X線回折分析	[略]		
		赤外吸収分析	同	4,000円		
	定量	[略]				
		鋳工業原料及び製品分析	[略]			
			複雑なもの	同	3,800円	
			応用試験	[略]		
	[略]		[略]			
	材料試験	金属材料及び合成樹脂試験	[略]			
			硬さ試験	[略]		
[略]		[略]				
[略]		[略]				
ガス吸着測定装置分析試験	[略]		[略]			
	熱分析	熱重量・示差熱分析		同	4,000円	
		熱膨張率測定		同	4,000円	
		示差走査熱量測定		同	4,000円	
		示差熱天秤・質量分析同時測定		同	8,500円	
	放射線量測定	β線測定		同	2,785円	
		γ線測定		同	12,450円	
	検査測定		[略]			
	電子顕微鏡写真		1枚につき	5,000円		
	[略]		[略]			
[略]		[略]				
452の6	[略]					

長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承認継承認申請手数料 [略]	長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承認継承認申請手数料 452の7 特定非営利活動法人の事業報告書等の写しの交付手数料 用紙1枚につき 10円 [略]
---	---

別表第3 (第3条関係)

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
8 [略]		
9 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査の実施	介護保険法第115条の36第3項	介護保険法第115条の36第1項の規定に基づき知事が指定する者
10 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表の実施	介護保険法第115条の42第3項において準用する同法第115条の36第3項	介護保険法第115条の42第1項の規定に基づき知事が指定する者
11~21 [略]		

別表第3 (第3条関係)

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
8 [略]		
9~19 [略]		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県公債管理特別会計条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県公債管理特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、公債費の経理を明確にするため、公債管理特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、一般会計繰入金、県債管理基金繰入金及び県債その他の諸収入をもってその歳入とし、県債の償還金及び利子(他の特別会計において管理するものを除く。)並びに県債管理基金積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(宮崎県県債管理基金条例の一部改正)

2 宮崎県債管理基金条例（昭和56年宮崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算又は公債管理特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例（昭和41年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。 ア～エ [略] オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設 カ 児童福祉法第7条第6項又は第7項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 キ～サ [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。 ア～エ [略] オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 カ 児童福祉法第6条の2第3項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 キ～サ [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第19号

宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護保険財政安定化基金条例（平成12年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。	附 則 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 2 知事は、平成24年度に限り、第6条の規定にかかわらず、法附則第10条第1項に規定するところにより、基金の一部を取り崩すことができる。 3 前項の場合におけるその取り崩した額に相当する額の取扱いについては、法附則第10条第2項、第3項及び第5項に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第20号

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第98条及び第104条の規定に基づき、障害児通所給付費等不服審査会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 知事は、法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、宮崎県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

(審理)

第3条 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく不服審査会に審理を求めなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求に係る原処分が法第21条の5の11又は第21条の5の12第1項の規定によるものであるとき。
- (3) その他知事が障害児の保健又は福祉に係る専門的な審理を要しないと認めるとき。

(定数)

第4条 不服審査会の定数は、5人とする。

(庶務)

第5条 不服審査会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、不服審査会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録の申請) 第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (4)～(6) [略] 2 [略]	(登録の申請) 第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに役員の氏名）</u> (5)～(7) [略] 2 [略]

<p>(登録の拒否)</p> <p>第 6 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第 6 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第23号

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公園事業の執行)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 市町村及び知事が定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、知事が定めるところにより、知事に<u>協議し、その同意を得て</u>、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第 2 項の<u>同意を得ようとする者</u>又は前項の認可を受けようとする者は、知事が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の知事が定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第 2 項の<u>同意を得た者</u>又は第 3 項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第 4 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に<u>協議し、その同意を得なければならない</u>、公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 前項の<u>同意を得ようとする者</u>又は同項の認可を受けようとする者は、知事が定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>8 第 5 項の規定は、前項の申請書について準用する。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>(承継)</p> <p>第 9 条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては知事に<u>協議し、その同意を得たとき</u>、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあ</p>	<p>(公園事業の執行)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 市町村及び知事が定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、知事が定めるところにより、知事に<u>協議して</u>、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第 2 項の<u>協議をしようとする者</u>又は前項の認可を受けようとする者は、知事が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した<u>協議書又は申請書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>5 前項の<u>協議書又は申請書</u>には、公園施設の位置を示す図面その他の知事が定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第 2 項の<u>協議をした者</u>又は第 3 項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第 4 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に<u>協議し</u>なければならない、公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 前項の<u>協議をしようとする者</u>又は同項の認可を受けようとする者は、知事が定めるところにより、変更に係る事項を記載した<u>協議書又は申請書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>8 第 5 項の規定は、前項の<u>協議書又は申請書</u>について準用する。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>(承継)</p> <p>第 9 条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては知事に<u>協議したとき</u>、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承</p>

<p>っては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(認可の失効及び取消し等)</p> <p>第11条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 前項の規定により第7条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(認可の失効及び取消し等)</p> <p>第11条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第3項の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 前項の規定により第7条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 [略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮崎県立自然公園条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、この条例による改正後の宮崎県立自然公園条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の条例第7条第7項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) この条例、漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、<u>外国為替及び外国貿易管理法</u>（昭和24年法律第228号）、宮崎県内水面漁業調整規則若しくは宮崎県漁業調整規則の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに役員の氏名）</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) この条例、漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、<u>外国為替及び外国貿易法</u>（昭和24年法律第228号）、宮崎県内水面漁業調整規則若しくは宮崎県漁業調整規則の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ</p>

<p>終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から第4号までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から第4号までのいずれかに該当するもの（法定代理人が法人の場合においては、その役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの）</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第25号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成15年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の規定により条例で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第4項の規定により都市計画区域が指定された市町村の区域については100平方メートルとする。</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の規定により条例で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第4項の規定により都市計画区域が指定された町村の区域については100平方メートルとする。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第26号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
占 用 物 件	占 用 料			占 用 物 件	占 用 料			
	単 位	所 在 地			単 位	所 在 地		市
		市	町 村			市	町 村	
[略]				[略]				
令第7条第2号に掲げる工 用施設及び同条第3号に掲 げる工用材料		[略]		令第7条第2号に掲げる工 用施設及び同条第3号に掲 げる工用材料		[略]		
令第7条第4号に掲げる仮 設建築物及び同条第5号に掲 げる施設		[略]		令第7条第4号に掲げる仮 設建築物及び同条第5号に掲 げる施設		[略]		
令第7 条第6 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	占用面積1 平方メー ルにつき1 年	Aに0 .014を 乗じて 得た額	Aに0 .018を 乗じて 得た額	Aに0 .018を 乗じて 得た額	Aに0 .018を 乗じて 得た額	Aに0 .018を 乗じて 得た額	Aに0 .018を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗 じて得た額					

					その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	[略]	占有面積1平方メートルにつき1年	[略]	令第7条第7号に掲げる施設	[略]		[略]	
				令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの [略]		[略]	令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの [略]		[略] Aに0.018を乗じて得た額 [略]	
令第7条第11号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの [略]		[略]	令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額 [略]	
備考 1～6 [略] 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第11号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 8・9 [略]				令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの [略]		[略] Aに0.018を乗じて得た額 [略]	
備考 1～6 [略] 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第6号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 8・9 [略]								

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮崎県条例第16号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月2日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第 363号）による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第 317号。以下この項及び次項において「新令」という。）で定める基準に従って市町村が定める条例（以下この項及び次項において「新市町村条例」という。）の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、この条例による廃止前の風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下この項及び次項において「廃止前条例」という。）が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為の許可の申請及び行為の許可を受けた行為については、なお従前の例による。
- 3 新市町村条例の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅令第6条第1項に規定する者（次条第3項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号、<u>第61条第1号及び第4号並びに附則第5項</u>において同じ。）があること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として<u>規則で定める者</u>（次条第3項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、<u>次条第4項</u>、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号<u>並びに第61条第1号及び第4号</u>において同じ。）があること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当該一般県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなすことができる。</u></p>
<p>(県営住宅建替事業による明渡し等の請求等)</p> <p>第35条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する一般県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、住宅法第37条第5項（<u>同条第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該一般県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(新たに整備される一般県営住宅への入居)</p>	<p>(県営住宅建替事業による明渡し等の請求等)</p> <p>第35条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する一般県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、住宅法第37条第6項（<u>同条第7項</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該一般県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(新たに整備される一般県営住宅への入居)</p>

第36条 知事は、県営住宅建替事業により除却すべき一般県営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る住宅法第37条第1項に規定する建替計画について同項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該一般県営住宅の明渡しをするものに限る。）で、当該入居者ごとに知事が定める期間内に当該事業により新たに整備される一般県営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該一般県営住宅に入居させるものとする。この場合においては、その者については、第5条及び第6条第3項の規定は、適用しない。

2～4 〔略〕

（入居の特例）

第49条 次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅令第6条第1項に規定する者）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者は、前条に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同条の規定にかかわらず、改良県営住宅に入居することができる。

（1）～（5） 〔略〕

（準用）

第55条 第6条（第3項を除く。）、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条（第1項第1号を除く。）、第15条、第16条（第3項を除く。）、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条（第1項第7号、第5項及び第6項を除く。）及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「、改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項、第2項及び第6項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収」

第36条 知事は、県営住宅建替事業により除却すべき一般県営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る住宅法第37条第1項に規定する建替計画について同項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該一般県営住宅の明渡しをするものに限る。）で、当該入居者ごとに知事が定める期間内に当該事業により新たに整備される一般県営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該一般県営住宅に入居させるものとする。この場合においては、その者については、第5条及び第6条第3項の規定は、適用しない。

2～4 〔略〕

（入居の特例）

第49条 次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者は、前条に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同条の規定にかかわらず、改良県営住宅に入居することができる。

（1）～（5） 〔略〕

（準用）

第55条 第6条（第3項及び第4項を除く。）、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条（第1項第1号を除く。）、第15条、第16条（第3項を除く。）、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条（第1項第7号、第5項及び第6項を除く。）及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「、改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項、第2項及び第6項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増」

、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条 第5条(第2号イを除く。)、第6条(第3項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第15条まで、第16条(第3項を除く。)、第17条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第5条第1号中「第5号、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号、第61条第1号及び第4号並びに附則第5項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第2号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第6条第2項中「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、第11条第1項中「第46条」とあるのは「第33条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第64条の規定により読み替えて準用される第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

附 則

1～4 [略]

5 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の住宅令附則第7項に規定する地域内の一般県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該一般県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。

6～9 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第3条 [略]	(経営の基本) 第3条 [略]

賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条 第5条(第2号イを除く。)、第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第15条まで、第16条(第3項を除く。)、第17条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第5条第1号中「第5号、次条第4項、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号並びに第61条第1号及び第4号」とあるのは「第24条第1項」と、同条第2号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第6条第2項中「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、第11条第1項中「第46条」とあるのは「第33条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第64条の規定により読み替えて準用される第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

附 則

1～4 [略]

5～8 [略]

2 企業の規模等については、次に定めるところによる。

(1) 電気事業

発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。

名称	位置	最大出力 (概数)
[略]		
猿瀬発電所	[略]	
計		158,000

(2)・(3) [略]

2 企業の規模等については、次に定めるところによる。

(1) 電気事業

発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。

名称	位置	最大出力 (概数)
[略]		
猿瀬発電所	[略]	
祝子第二発電所	延岡市	35
計		158,035

(2)・(3) [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

県立図書館条例の一部を改正する条例

県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県立図書館協議会) 第2条 [略]	(県立図書館協議会) 第2条 [略]
第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。	2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、県教育委員会が任命し、又は委嘱する。
第5条 協議会の会議は、図書館長が招集する。	4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)	5 委員は、再任されることができる。
第6条 [略]	6 協議会の会議は、図書館長が招集する。
	(委任) 第3条 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

県立美術館条例の一部を改正する条例

県立美術館条例（平成7年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県立美術館協議会) 第5条 [略]	(県立美術館協議会) 第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
	3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、県教育委員

3～5 [略]

会が任命し、又は委嘱する。

4～6 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例

宮崎県博物館協議会条例（平成15年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(委員) 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、県教育委員会が任命し、又は委嘱する。	(委員) 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、 <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> 並びに学識経験のある者の中から、県教育委員会が任命し、又は委嘱する。
2～4 [略]	2～4 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県育英資金特別会計条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第33号

宮崎県育英資金特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）に基づく育英資金の貸与の円滑な運営とその経理の適正を図るため、宮崎県育英資金特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、貸付金の返還金、一般会計繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同月2日から施行する。

(宮崎県高等学校等育英資金貸与事業基金条例の廃止)

2 宮崎県高等学校等育英資金貸与事業基金条例（平成17年宮崎県条例第32号）は、廃止する。

宮崎県スポーツ推進基金条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第34号

宮崎県スポーツ推進基金条例

(設置)

第1条 宮崎県におけるスポーツの一層の推進と競技力の向上を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県スポーツ推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事と教育委員会が協議して定める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第35号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
区	分	定 員		区	分	定 員	
警 察 官 階 級	[略]			警 察 官 階 級	[略]		
	警 部 補	556人			警 部 補	558人	
	巡 査 部 長	576人			巡 査 部 長	578人	
	巡 査	593人			巡 査	596人	
	計	1,998人			計	2,005人	
[略]				[略]			
合	計	2,319人		合	計	2,326人	
[略]				[略]			

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(手数料)						(手数料)					
第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第 2 項及び第 4 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。						第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第 2 項及び第 4 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。					
(1)～(66)の 2 [略]						(1)～(66)の 2 [略]					
(67)～(72) [略]						<u>(66)の 3 道交法第 104 条の 4 第 7 項の規定に基づく運転経歴証明書</u> の再交付 <u>運転経歴証明書再交付手数料</u>					
2～5 [略]						(67)～(72) [略]					
別表第 2（第 3 条関係）						別表第 2（第 3 条関係）					
手数料	区	分	単位	金額	備考	手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]						[略]					
56	運転	大型自動車免許又は中型自	1 件に	1,850円		56	運転	大型自動車免許又は中型自	1 件に	1,600円	

免許試験手数料	自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	つき				免許試験手数料	自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	つき			
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	2,000円				大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,900円		
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	4,950円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>8,650円</u> とする。			大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	4,600円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>7,700円</u> とする。	
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	2,100円				普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,800円		
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	2,050円				普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）	同	1,900円		
	普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,400円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,400円</u> とする。			普通自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,200円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,050円</u> とする。	
	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1	同	2,000円				特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1	同	1,750円		

項の規定の適用を受ける場合に限る。)				項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)			
				特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,900円	
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	2,950円	[略]	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	3,050円	[略]
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	2,050円		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,900円	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	1,650円		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	1,500円	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	2,000円		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,750円	
				大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,900円	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	4,500円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円とする。	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	4,600円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円とする。
仮運転免許に係る試験(道	同	2,000円		仮運転免許に係る試験(道	同	1,700円	

	交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)					交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)				
	仮運転免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,650円			仮運転免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	1,550円		
	仮運転免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	3,100円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,750円とする。		仮運転免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	3,000円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円とする。	
56の2	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第2項の規定による検査	1件につき	3,950円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円とする。		大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第2項の規定による検査	1件につき	3,850円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950円とする。	
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第2項の規定による検査	同	4,300円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、5,300円とする。		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第2項の規定による検査	同	4,050円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,900円とする。	
57	審査手数料	1件につき	1,700円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円とする。		審査手数料	1件につき	1,550円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円とする。	
58	運転免許証交付手数料	1件につき	2,100円	道交法第92条第1項後段の規定により一の種類別の免許に係る免許証に他の種類の免許に係		運転免許証交付手数料	1件につき	2,050円	道交法第92条第1項後段の規定により一の種類別の免許に係る免許証に他の種類の免許に係	

				る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2,100円</u> に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額とする。				る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2,050円</u> に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額とする。	
	仮運転免許に係る免許証	同	<u>1,200円</u>			仮運転免許に係る免許証	同	<u>1,100円</u>	
59 運転免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1件につき	<u>3,650円</u>		59 運転免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1件につき	<u>3,600円</u>	
	仮運転免許に係る免許証	同	<u>1,200円</u>			仮運転免許に係る免許証	同	<u>1,100円</u>	
[略]					[略]				
61 技能検定員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)	1件につき	<u>24,700円</u>	[略]	61 技能検定員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)	1件につき	<u>23,500円</u>	[略]
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	同	<u>20,500円</u>			普通自動車免許に係る技能検定員審査	同	<u>19,650円</u>	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	同	<u>14,100円</u>			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	同	<u>14,500円</u>	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	同	<u>22,450円</u>			大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	同	<u>21,850円</u>	
[略]					[略]				
63 教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	1件につき	<u>15,650円</u>	[略]	63 教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	1件につき	<u>15,000円</u>	[略]
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	<u>12,150円</u>			普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	<u>11,800円</u>	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	<u>9,500円</u>			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	<u>9,450円</u>	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る	同	<u>13,300円</u>			大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る	同	<u>12,850円</u>	

	教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）					教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）					
64	運転免許再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	1 件につき	2,050円	道交法第 100 条の 2 第 2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、3,050 円とする。	64	運転免許再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	1 件につき	1,950円	道交法第 100 条の 2 第 2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、2,800 円とする。
		大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,900円	道交法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、3,550 円とする。			大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,700円	道交法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、3,250 円とする。
		原動機付自転車免許に係る再試験	同	1,150円				原動機付自転車免許に係る再試験	同	1,000円	
65	運転免許証更新手数料	免許証の更新（道交法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	1 件につき	2,550円		65	運転免許証更新手数料	免許証の更新（道交法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	1 件につき	2,500円	
		免許証の更新（道交法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合に限る。）	同	2,550円				免許証の更新（道交法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合に限る。）	同	2,500円	
65の 2			1 件に	600円		65の 2			1 件に	550円	

經由手 数料		つき			經由手 数料		つき		
[略]					[略]				
66の2 運転経 歴証明 書交付 手数料	免許証の取消し（道交法第 104条の4第6項の規定に より運転経歴証明書の交付 をする場合に限る。）	[略]			66の2 運転経 歴証明 書交付 手数料		[略]		
67 国外 運転免 許証交 付手数 料		1件に つき	2,650円		66の3 運転経 歴証明 書再交 付手数 料		1件に つき	1,000円	
68 講習 手数料	[略]				67 国外 運転免 許証交 付手数 料		1件に つき	2,400円	
	道交法第 108条の2第1項 第2号に掲げる講習	同	2,600円		68 講習 手数料	[略]			
	道交法第 108条の2第1項 第3号に掲げる講習	同	2,300円			道交法第 108条の2第1項 第2号に掲げる講習	同	2,450円	
	[略]					道交法第 108条の2第1項 第3号に掲げる講習	同	2,200円	
	道交法第 108条の2第1項 第5号に掲げる講習（大型 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	4,200円			[略]			
	道交法第 108条の2第1項 第5号に掲げる講習（普通 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	4,100円			道交法第 108条の2第1項 第5号に掲げる講習（大型 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	4,150円	
	道交法第 108条の2第1項 第6号に掲げる講習	同	1,350円			道交法第 108条の2第1項 第5号に掲げる講習（普通 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	4,050円	
	[略]					道交法第 108条の2第1項 第6号に掲げる講習	同	1,400円	
	道交法第 108条の2第1項 第8号に掲げる講習	同	1,200円			[略]			
	道交法第 108条の2第1項 第9号に掲げる講習	同	750円			道交法第 108条の2第1項 第8号に掲げる講習	同	1,250円	
	道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（普通 自動車免許に係る講習に限 る。）	同	2,150円			道交法第 108条の2第1項 第9号に掲げる講習	同	650円	
	道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（大型 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	2,800円			道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（普通 自動車免許に係る講習に限 る。）	同	2,100円	
	道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（普通 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	2,700円			道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（大型 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	2,750円	
	道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（原動	同	2,550円			道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（普通 自動二輪車免許に係る講習 に限る。）	同	2,600円	
						道交法第 108条の2第1項 第10号に掲げる講習（原動	同	2,450円	

機付自転車免許に係る講習に限る。)					機付自転車免許に係る講習に限る。)				
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 2 に規定する優良運転者に対する講習に限る。)	1 件につき	700 円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 2 に規定する優良運転者に対する講習に限る。)	1 件につき	600 円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 3 に規定する一般運転者に対する講習に限る。)	同	1,050 円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 3 に規定する一般運転者に対する講習に限る。)	同	950 円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習に限る。)	同	1,700 円	当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、 <u>1,050 円</u> とする。		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習に限る。)	同	1,500 円	当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、 <u>950 円</u> とする。	
[略]					[略]				
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	1 件につき	13,400 円	当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、 <u>9,400 円</u> とする。		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	同	13,350 円	当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、 <u>9,200 円</u> とする。	
[略]					[略]				

付表 1 (技能検定員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第 2 の金額の欄に定める額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350 円

付表 1 (技能検定員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第 2 の金額の欄に定める額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,750 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,300 円

	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600円		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,400円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,200円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950円		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,800円
3 道交法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円	3 道交法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円	4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円	5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円	6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,450円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,200円		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,150円
7 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,750円	7 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,700円
備考			備考		
1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 61 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 950円			1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 61 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900円		

を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,050 円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 3,250円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 300 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 300円を減ずるものとする。

を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,050 円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 3,050円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 350 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350円を減ずるものとする。

付表 2 (教習指導員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 道交法第 108条の28第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	[略]	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	[略]	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	[略]	
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定す	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750円

付表 2 (教習指導員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 道交法第 108条の28第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	[略]	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	[略]	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	[略]	
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定す	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700円

<p>る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>			<p>る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>		
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>3,450</u>円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>900</u>円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>1,100</u>円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>2,950</u>円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>150</u>円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>100</u>円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。</p>			<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>3,000</u>円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>950</u>円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>1,050</u>円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>3,050</u>円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>100</u>円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>100</u>円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。</p>		

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

